

東部第1土地区画整理事業 区画整理だより

令和7年7月

発行者 ひたちなか市 都市整備部

区画整理事業所 区画整理二課

住 所 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

☎ 029-273-0111 内線6516

《事業進捗状況等のお知らせ》

日頃より、土地区画整理事業に御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

東部第1土地区画整理事業は、昭和55年度に事業認可を受け、令和6年度末事業進捗率99.9%となっており、令和10年度末の換地処分を目標に事業に取り組んでおります。

さて、令和7年度の事業といたしましては、中根地区緑地用地購入、町名町界変更関連委託等を計画しております。町名町界に関しては、換地処分後から使用する新しい町名の（案）を提示した上で、皆様のご意見を賜りたく、アンケート調査を行っておりますので、改めて御協力をお願いいたします。

《令和7年度事業概要》

○予算額 242,047千円

【特別会計】 237,047千円

・区画整理単独事業費 175,265千円

（中根地区緑地用地購入費、町名町界変更関連委託料等）

・事務費その他 53,782千円

・維持管理費 8,000千円

【一般会計】 5,000千円

・区画道路等の補修 5,000千円

《「新しい町名（案）」アンケートのご回答のお願い》

6月16日付で新しい町名（案）のアンケートを送付しましたが、ご回答いただけましたか。未回答の方は、7月31日（木）までにハガキ（当日消印有効）またはQRコードからご回答をお願いいたします。すでにご回答いただいている場合はご容赦下さい。

（※新しい町名（案）は裏面に掲載しています。）

※回答は締め切りました

《所有権を移転する時のお願い》

市の区画整理事業で管理している「土地の所有者台帳」と、法務局で管理している「登記簿」のデータは連動していないため、相続・売買・贈与等の理由により登記簿上の所有者変更手続きを行っても、区画整理事業上の台帳は変更されません。

市への所有者変更の届出がなされないと、正確な台帳管理の妨げになるだけでなく、区画整理事業関係の文書が権利者へ届かないことがあります。

お手数ですが、所有者の名義変更が生じた場合は、法務局での事務手続きが完了したのち、登記簿の写しか登記済証の写しを添付し「土地所有者変更届」のご提出をお願いいたします。

東部第1土地区画整理事業

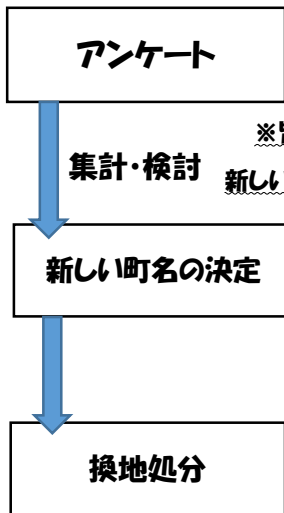
～新しい町名(案)～

【案の説明】

東部第1土地区画整理事業地内にある「小字」を採用し新しい町名(案)を設定する。

東部第1地区のほぼ中央を南北に通る東中根高場線を境に、西側を「富士山1～3丁目」、東側を「上野1～3丁目、後野1丁目」となる。このことで、ひたちなか市内において町の位置関係が明確となり、シンプルかつ分かりやすい町名の設定となる。

スケジュール(概要)



※皆様からのご意見を踏まえ、新しい町名について検討いたします。

令和10年度(目標)

※換地処分公告の翌日から、新しい町名となります。



【なぜ新しい町名を設定するの?】

土地区画整理事業により道路や公園等を整備したことで、現状の土地と従来の町(字)界線の実態が整合していないことから、事業により整備した道路等を基に「町名・町界・地番」を新たに設定する必要があります。

なお、設定する新しい町名等については、土地区画整理事業の換地処分の翌日に効力発生になります。

【住所・地番はどう変わるの?】

(例)	現在		換地処分後
住所	大字中根〇〇番地〇	➡	(新町名)〇丁目〇番地〇
土地の地番	大字中根字(小字名)〇番〇		(新町名)〇丁目〇番〇

【新しい町の名称の定め方】

町の名称を新たに定める場合には、従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調のよいもの等を選択して定めること。ただし、市の区域内を通して、同一の町名又は類似の町名は避けること。